資料2-3

# 専門実践教育訓練の指定基準の見直しに関する参考資料

# 教育訓練給付制度の概要

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	<b>専門実践教育訓練給付</b> (平成26年10月制度開始) <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	一般教育訓練給付(平成10年12月制度開始) <左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象>
給付内容	○ 受講費用の <b>50%</b> (上限 <b>年間40万</b> 円)を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、 受講費用の <b>20%</b> (上限 <b>年間16万</b> 円)を追加支給。	○ 受講費用の <b>20%</b> (上限 <b>年間10万円</b> )を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内( <u>妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育</u> + 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)	・ 訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,133講座(平成30年4月指定分含む) * 累計新規指定講座数 2,765講座 *  ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数	10,928講座(平成29年10月時点)
受給者数	9,622人(平成28年度実績)/15,489人(制度開始~平成28年度)	111,790人(平成28年度実績)
対象講座 指定要件 (講座の内容 に関する主な もの)	次の①~⑥の類型のいずれかに該当し(【】内は講座期間・時間要件)かつ、類型ごとの講座レベル要件 を満たすものを指定。  ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程(看護師・準看護師、社会福祉士の養成課程等)【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間】 一受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ② 専門学校の職業実践専門課程(商業実務、経理・簿記等)【2年】 就職・在職率の実績が一定以上 ③ 専門職大学院(MBA等)【2年以内(資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】  就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上 ④ 職業実践力育成プログラム(子育て女性のリカレント課程等)(*平成28年4月から適用)【正規課程:1年以上2年以内、特別の課程:時間が120時間以上かつ期間が2年以内】就職・在職率(正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率)の実績が一定以上 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(*平成28年10月から適用)【時間が120時間以上(ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上)かつ期間が2年以内】  ・受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座(*平成30年4月から適用)【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】  ・ 第四次産業革命スキル習得講座(*平成30年4月から適用)	次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの(民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等) ※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。  【指定講座例 ② 輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等) ③ 専門的サービス関係(社会保険労務士、税理士、司法書士等) ③ 情報関係(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ③ 事務関係(簿記、英語検定等) ③ 営業・販売・サービス関係(宅地建物取引主任者等) ③ 技術関係(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ③ 製造関係(技能検定等) ③ その他(大学院修士課程等)
	東京接給付金】専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対し、訓練期間 支援として、基本チツロ領の8006を訓練受講由につかりブレに支給(平成33年度ま	

中の受講支援として、<u>基本手当日額の80%</u>を訓練受講中に2か月ごとに支給(平成33年度末までの暫定措置)。

# 専門実践教育訓練給付金の概要

○ 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険 により給付する制度について、平成26年10月に<u>「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付</u> 金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

#### 専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

#### <給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

#### <支給要件>

○ 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

#### 教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、<u>基本手当日額の80%</u>を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

#### 専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2.133講座(平成30年4月指定分含む)

\* 累計新規指定講座数 2,765講座(平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数)

①業務独占資格また は名称独占資格の取 得を訓練目標とする 養成課程

講座数:1,180講座 例)看護師、介護福祉士等

②専修学校の職業 実践専門課程

講座数:742講座

経理・簿記 等

③専門職学位課 程

講座数:77講座 例)MBA、MOT等 践力育成プログラ ム

④大学等の職業実

講座数:94講座

例)特別の課程(工学·工 業)等 | 情報通信技術に関す | る資格取得を目標と | する課程

⑤一定レベル以上の

講座数:24講座 例)シスコ技術者認定CCNP、

情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命 スキル習得講座

講座数:16講座

# 専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の指定基準概要

(雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付(平成26年10月施行)の対象教育訓練の指定基準)

### 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

## 2 教育訓練等の基準

- ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。 1. 訓練内容の基準
- (1)業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程(※1)(期間は、原則1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間) (講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (2) 専門学校の職業実践専門課程(※2)(期間は、2年)

(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

- (3) 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間))
  - (講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(4)職業実践力育成プログラム(※3)(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)<平成28年4月から適用> (講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあっては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果が

あると認められるもの

時間が120時間以上(ITSSレベル4相当以上のものに限り (5) 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程(※4) 30時間以上\*)かつ期間が2年以内

<平成28年10月から適用(\*平成29年10月から適用)>

(講座レベル)受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの

(6) 第四次産業革命スキル習得講座(※5)(時間が30時間以上かつ期間が2年以内)<平成30年4月から適用>

(講座レベル)就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

- 2. 教育訓練機関の基準
- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を 配置。
- 3. その他の基準
- 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の 到達状況を確認し証明。

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で公的資格取得、公的資格試験の受験資格の取得又は公的資格試験の一 部免除が可能となる課程

- ※2 「職業実践専門課程」とは
- 専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大 臣が認定(平成26年度~)
- ※3 「職業実践力育成プログラム」とは 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプロ
- グラムを文部科学大臣が認定(平成28年度~)
- ※4 「一定レベル以上の情報通信技術に関する資格」とは
  - ITスキル標準において、要求された作業を全て独力で遂行することができるとされているレベル3相当以上の資格
- ※5「第四産業革命スキル習得講座」とは 経過措置
  - 高度IT分野等、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野に関する社会人向けの専門的・実践的な教育訓練講座(ITスキル標準レベ ル4相当以上)を経済産業大臣が認定する制度
- 適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に 係る指定基準を満たすときは、当分の間、一般教育訓練として指定することができる。

# 「働き方改革」に向けた専門実践教育訓練給付対象講座の拡充について

平成29年1月24日

第100回労働政策審議会職業能力開発分科会資料をもとに作成

今般の「働き方改革」実現のため、働く方の自発的な職業能力開発の強力な支援として、教育訓練給付の給付率の引き上げ・利便性の向上等の制度改正に併せ、その効果を最大化できるよう、対象講座の拡充を行うこととする。

#### 【参考】教育訓練給付に係る制度改正

- ・専門実践教育訓練給付の給付率・上限額引き上げ(6割ightarrow7割、48万円ightarrow56万円)、支給要件緩和(支給要件期間を10年ightarrow3年)
- ・教育訓練支援給付金の支給額の引き上げ(基本手当の5割→8割)、暫定措置の延長(平成33年度末まで)
- ・専門実践教育訓練給付・一般教育訓練給付ともに、出産・育児等による場合は、離職後4年以内→20年以内まで受給可能に

#### 課題

#### ○産業競争力強化・生産性向上に資する分野における 人材育成ニーズへの対応

- ・第四次産業革命を支える人材に求められる「高度IT分野」等のスキルを専門実践教育訓練を活用し習得できるようにすることが産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。
- ○非正規雇用の若者・子育て女性等の再就職やキャリアアップ のための講座の拡充
- 非正規雇用の若者、子育て中の女性等のキャリアアップに資すると 考えられる教育訓練受講機会の偏り・量的制約
- ・育児・介護等のために自宅を離れにくい者に対し、通学の不要な e-ラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供 することが必要。

#### ○講座の地域偏在

・地方部における指定講座数・バリエーション、ひいては受講機 会の限定

#### 当面の対応策

平成29年4月告示改正(平成29年10月から適用)

- ①高度IT技術等に関する講座の拡充、講座に限り時間数の下限を30時間に緩和
- ○情報処理安全確保支援士資格(平成29年4月より国家資格試験実施予定)、プロジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT資格の取得を目標とし、受講者が既に一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、例外的に短時間の講座を含め指定対象とすることで、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。
- ○「高度IT分野をはじめとする産業界のニーズの特に高い分野における、産業所管省 庁による認定を受けた職業実践性の高い講座」について、産業所管省庁による制度 設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象にすることを検討。

平成29年10月告示改正(平成30年4月から適用)

\*「第四次産業革命スキル習得

## ②子育て女性等のリカレント講座の拡充

- ・出産・育児等のためキャリアを中断した女性の職場復帰・キャリアアップに 資する短期間の講座を拡充。
- ・子育て女性等の職場復帰・キャリアアップにつながる多様な講座を新規開発し、その成果を全国に普及。

## ③e-ラーニング講座等の拡充 🗸

平成29年4月人材開発統括官定め改正 (平成29年10月から適用)

- IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、 通学の不要なe-ラーニングの講座も、指定対象とする(一般教育訓練も同様)。
- ・ 子育て女性や非正規雇用の在職者等にとって受講しやすい、土日・夜間講座の 開講を促進。
- ○上記のほか、資格制度の創設・設定に伴い、課程類型①に該当することとなったものとして、キャリアコンサルタント資格(平成28年4月1日 より名称独占の国家資格化)の養成課程(職業能力開発促進法に基づき厚労大臣が認定)が専門実践教育訓練給付の対象となることを明確化。
- さらに、今後、以下の事項について、文科省の検討等を踏まえ、具体化を図る計画。平成29年4月人材開発統括官定め改正(平成29年10月から適用)
  - ○文科省にて創設を予定している「新たな高等教育機関」(平成29年通常国会に関連法案を提出・成立)について、制度設計の具体化を 踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象講座とすることを検討。
  - ○文科省有識者会議における、職業実践専門課程等の専門学校における社会人の学び直しに関する議論を踏まえ、必要な措置を講じる ことを検討。

# 厚生労働省におけるリカレント教育の充実等に関する取組

平成29年11月30日 第3回人生100年時代 構想会議 厚生労働大臣プレゼン資料

人生100年時代を見据え、<u>何歳になっても学び直しができる環境を整備</u>すべく、それぞれのライフステージにおいて多様な課題やニーズを有する人々の受皿となるリカレント教育関連施策の推進を検討していく。

## ① リカレント教育機会の更なる拡充

- 教育訓練給付の拡充
- ・ <u>専門実践教育訓練給付の対象となる講座の期間を最長4年に拡充し、専門職大学等の課程を追加</u>するとともに、 一般教育 訓練給付についても拡充する。
- 短時間労働者等への支援の拡充
- ・ **雇用保険に加入できない短時間労働者やフリーランスなどの方々**を対象に、正社員就職を目指す**職業訓練コースを創設**する。
- eラーニングを活用した企業内訓練への支援の拡充
- · 企業がeラーニングを活用して従業員に対して行う教育訓練も、助成金により支援する。

# ② 学び直しができる環境整備の強化

- ・ <u>長期の教育訓練休暇制度の普及</u>を図るとともに、時間の制約の多い社会人の学び直しに資する教育訓練プログラムの開発を進める。
- ・ 労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組み(セルフ・キャリアドック)の普及を加速させ、中高年齢期をも展望に入れたキャリアコンサルティングを推進する。

#### (参考)専門実践教育訓練の拡充に関するこれまでの取組・目標

- 給付率・上限額の引上げ(最大6割→7割、年間上限48万円→56万円)(雇用保険法等の一部を改正する法律による措置。平成30年1月施行)
- 2022年までに対象講座数を倍増(約2.500講座→5.000講座)